

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

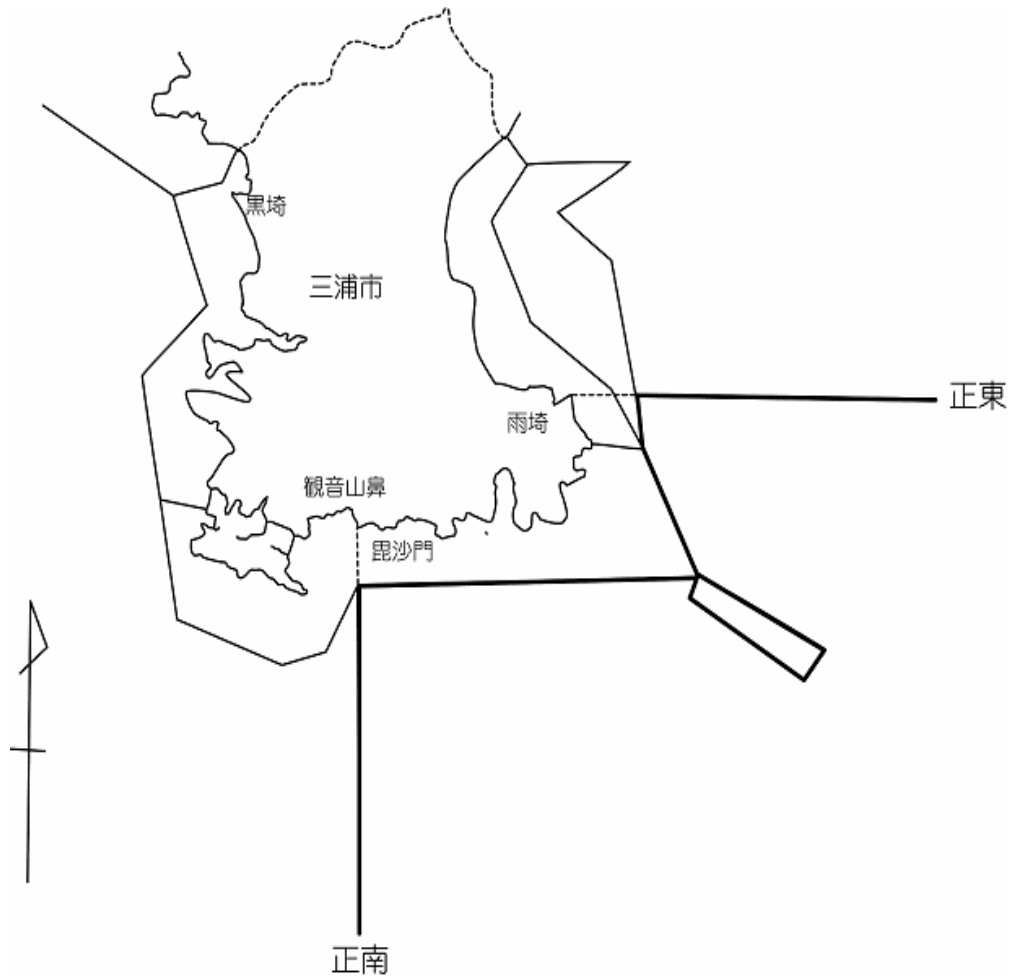
許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数 (人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
いせえび一枚網漁業	1	定めなし	三浦市南下浦町松輪地先黒島頂上より正東の線から、同町毘沙門地先横瀬島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	8 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地※を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1 目合 9センチメートル以上 2 網丈 1.2メートル以下	令和 5 年 9 月 7 日から令和 5 年 10 月 6 日まで	令和 5 年 10 月 30 日から令和 8 年 7 月 31 日まで
ひらめ一枚網漁業	1	同上	三浦市南下浦町金田雨埼より正東の線から同町毘沙門観音山鼻より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く	12 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	同上	漁具の規模は次のとおりとする。 1. 目合 15 cm 以上 2. 網丈 4.5m 以下	同上	令和 5 年 10 月 30 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

三浦市南下浦町金田雨埼より正東の線から同町毘沙門観音山鼻より正南の線
に至る神奈川県海面。

ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



きす、かに、このしろ、いしもち一枚網漁業	1	同上	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域基点の位置</p> <p>A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点</p> <p>B 横須賀市夏島町1番地護岸角</p> <p>C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端</p> <p>F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端</p> <p>G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角</p> <p>H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端点の位置</p> <p>ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端</p> <p>イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点</p> <p>ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点</p> <p>エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点</p> <p>オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点</p>	3月1日から12月31日まで	横浜市金沢区に漁業根拠地を有している者	なし	同上	許可日から令和9年12月21日まで
----------------------	---	----	---	----------------	---------------------	----	----	-------------------

かれい三枚網漁業	1	同上	同上	1月1日から12月31日まで	同上	なし	同上	許可日から令和8年11月17日まで
----------	---	----	----	----------------	----	----	----	-------------------

アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点の位置

- A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点
- B 横須賀市夏島町1番地護岸角
- C 横浜市金沢区平潟町帛帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端
- D 横浜市金沢区平潟町帛帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端
- E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
- F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
- G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角
- H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端

点の位置

- ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端
- イ GからHを見通した線を0度とし, Gから右回りに348度17分392メートルの点
- ウ Aから9度30分(真方位)1,550メートルの点
- エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点
- オ Bから76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

